

中高年世代活躍応援プロジェクト山梨県協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）山梨県においては「やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組んでいくことし、名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト山梨県協議会」（以下「山梨県協議会」という。）に改めた。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していく必要がある。

山梨県協議会においても、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

山梨県協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙 1 の関係機関や団体を構成員とする。また、同様の支援を行っている関係団体等についても、参画が望ましいと考えられる場合は参画を求めることとする。個別の市町村※については、必要に応じて参画を求めることとする。

※「就職氷河期世代活躍支援市町村プラットフォーム」（以下「市町村 P F」という）を運営する事務局を所管する部局を想定。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の役割は、次のとおりとする。

(1) 行政側

①山梨県（総合県民支援局働く人・働き方支援課）

- 山梨県協議会取りまとめ共同事務局
- 山梨県協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する取りまとめ、県が実施する各種事業の進捗管理
- 管内の市町村 PF における経済団体への対応依頼等に関する管内市町村との連絡調整
- 各種支援策の周知広報

②山梨県（福祉保健部）

- 管内の市町村 PF の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- 管内の市町村 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- 各種支援策の周知広報

③山梨県（総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課総合県民企画室）

- 管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策 PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- 管内の孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- 各種支援策の周知広報

④山梨労働局（職業安定部）

- 山梨県協議会取りまとめ共同事務局
- 事業計画策定に関する共同取りまとめ、都道府県労働局が実施する事業の進捗管理
- 各種支援策の周知広報

⑤支援機関（ハローワーク、機構等）

- 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- 職業的自立に向けた支援
- 中高年世代を対象に含む職業訓練
- 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- 就労に向けた関係機関の連携強化
- 管内の市町村 PF への参画
- 各種支援策の周知広報
- その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体

- 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- 企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 山梨県協議会における取組事項

山梨県協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

山梨県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象の把握

地域ごとに支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、山梨県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

①支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、KPI※を可能な限り定量的に設定する。 ※「KPI」とは…当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。

②目標を達成するため、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」に基づき、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村 PF との連携

各市町村 PF の事務局を所管する部局は、市町村と連絡調整を図り、管内市町村

PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村 PF の設置に関する市町村への働きかけや市町村 PF の運営に関する市町村への助言等

5 会議の開催

上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、原則として年 2 回を目安に会議を開催することとする。

開催時期については、第 1 四半期及び第 3 四半期を目安とするが、その他必要に応じて開催することもできることとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行うことも可能とする。

なお、山梨県協議会の構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図ることとする。

山梨県協議会には座長を置き、山梨労働局職業安定部長をもってこれに充てる。なお、座長は会務の総理をし、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

山梨県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

この設置要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は座長が定める。

（附則）

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 8 年 9 月 7 日改訂

中高年世代活躍応援プロジェクト山梨県協議会 構成員名簿

区分	構成機関・団体名
経済団体	山梨県経営者協会
	山梨県商工会議所連合会
	山梨県中小企業団体中央会
	山梨県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会・山梨県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構 山梨支部
	やまなし若者サポートステーション
	KHJ 全国ひきこもり家族連合会 山梨支部 桃の会
	山梨不登校の子どもを持つ親たちの会 「ぶどうの会」
	甲府公共職業安定所
行政	山梨県 総合県民支援局
	山梨県 福祉保健部
	山梨労働局

事務局	山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課
	山梨県 総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課 総合県民企画室
	山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課
	山梨県 福祉保健部 健康増進課
	山梨労働局 職業安定部
	甲府公共職業安定所